

第三次大津町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和 8 年（2026 年）4 月

熊本県大津町

目 次

1 計画策定の背景と目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
2 計画の基本的事項	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の期間	2
(3) 対象とする温室効果ガス	2
(4) 対象とする事務・事業及び施設	3
3 計画の取組状況等	4
(1) 温室効果ガス排出量	4
(2) 施設整備	6
(3) 環境配慮行動	7
(4) 課題	7
4 計画目標	8
(1) 基準年度及び目標年度	8
(2) 削減目標	8
5 目標達成に向けた取組み	8
(1) 施設整備	8
(2) 環境配慮行動	8
6 計画の推進体制等	10
(1) 推進体制	10
(2) 進行管理	11
巻末資料	12

1 計画策定の背景と目的

(1) 背 景

地球温暖化とそれに伴う気候変動の影響は深刻さを増しており、猛暑や集中豪雨、台風などによる被害、農作物や生態系への影響が観測されています。地球温暖化の進行に伴う大気中の水蒸気の長期的な増加が、降水量の増加を引き起こしている可能性も指摘されています。

近年では集中豪雨の発生頻度も高まっており、令和7年（2025年）8月にも集中豪雨により、県内において浸水被害、土砂崩れ等が発生しました。こうした過去に類を見ないような異常気象による災害は、いまや毎年のように起こっており地球温暖化の防止は人類共通の課題となっています。

そのため、国は令和2年（2020年）10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること、すなわち「脱炭素社会の実現」を表明しました。

大津町を含む熊本連携中枢都市圏の18市町村（当時）は、令和2年1月に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言しています。そして令和3年（2021年）3月には、連携中枢都市圏では全国で初めて、「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

この計画は、連携中枢都市圏内の住民や事業者などによる活動に伴って排出される温室効果ガスの削減に向けた方向性を示すものです。町としても、温室効果ガス削減に向けて主体的に取り組む必要があり、町内の事務事業に伴う排出量を一事業者として削減していくことが求められています。

町の事務事業による温室効果ガスの排出削減は、「大津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（平成31年〈2019年〉2月策定）に基づき、令和7年度（2025年度）まで取り組みを進めてきました。第二次計画の期間終了に伴い、第三次計画を策定し、新たな目標の達成に向けて、温室効果ガスのさらなる排出削減を推進していきます。

(2) 目 的

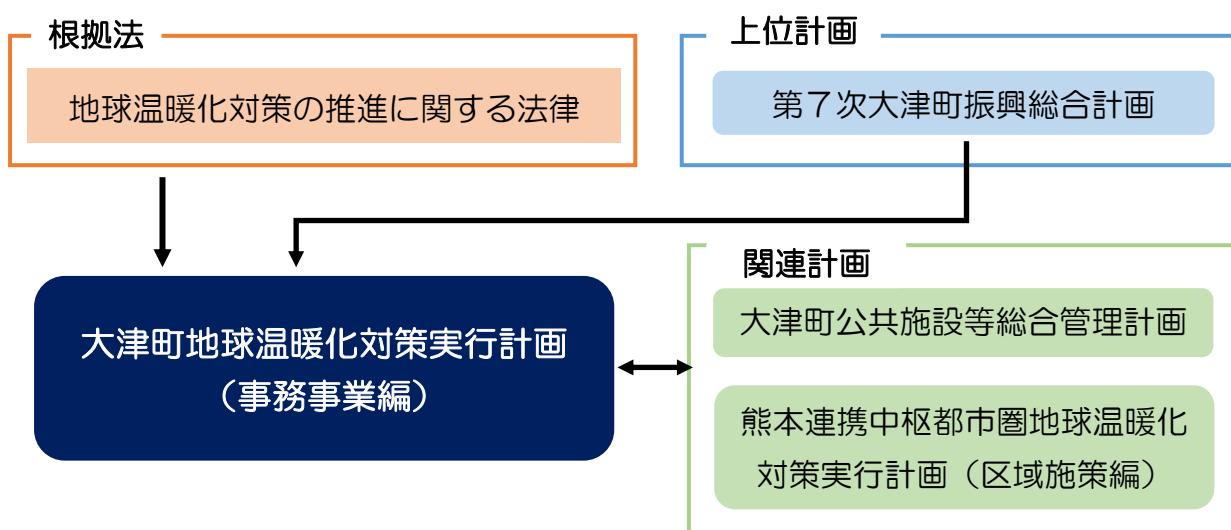
本計画は、町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みを行い、町内及び熊本連携中枢都市圏内の地球温暖化対策を積極的に推進することを目的としています。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

「第三次大津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」）第 21 条に基づき策定されたものであり、町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制等を推進するものです。また、本計画と温対法、各種計画との関係については、図 1 に示すとおりです。

図 1 計画の位置づけ



(2) 計画の期間

国の地球温暖化対策計画の中期目標年度を踏まえて、本計画の期間は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第 2 条第 3 項に規定される 7 物質の温室効果ガスのうち、町の事務・事業において排出される二酸化炭素 (CO_2)、メタン (CH_4)、一酸化二窒素 (N_2O) を対象とします。なお、直接的な排出がない代替フロン類などの 4 種類のガスは対象外とします。

表 1 本計画で対象とする温室効果ガスの種類

ガス種類	主な発生源等
二酸化炭素 (CO_2)	主に化石燃料の燃焼によって発生し、電力の利用や交通、暖房に使われるガソリンや灯油が主要な排出源です。温室効果ガスの中では最も多く排出されています。
メタン (CH_4)	自動車の走行等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 25 倍の温室効果がある。
一酸化二窒素 (N_2O)	自動車の走行等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 300 倍の温室効果がある。

(4) 対象とする事務・事業及び施設

本計画では、指定管理者制度を導入している施設を含め、町が所有するすべての施設を対象とします（表2参照）。

表2 対象とする施設

No.	大分類	施設名称
1	行政系施設 町民文化系施設	大津町役場庁舎
2		大津町生涯学習センター
3		大津町町民交流施設（オーパスプラザ）
4		大津地区公民館分館
5		大津町まちづくり交流センター（大津町交流会館）
6	社会教育系施設	おおづ図書館
7		大津町文化財学習センター
8		大津町歴史文化伝承館
9	スポーツ・レクリエーション系施設	大津町総合体育館
10		大津町武道館
11		大津町菊阿体育馆
12		大津町ビジターセンター
13		陣内幼稚園
14	学校教育施設	大津小学校
15		美咲野小学校
16		室小学校
17		大津南小学校
18		大津東小学校
19		大津北小学校
20		護川小学校
21		大津中学校
22		大津北中学校
23		大津町教育支援センター
24		大津町学校給食センター
25	保健・福祉施設	大津町子育て・健診センター
26		大津町人権啓発福祉センター
27		大津保育園
28		大津町老人福祉センター
29	その他	大津町浄化センター

3 計画の取組状況等

(1) 温室効果ガス排出量

1) 温室効果ガス排出量の推移

町の事務事業による温室効果ガス排出量の推移は、図2のとおりです。

直近（令和6年度（2024年度））の温室効果ガス排出量の構成比は図3のとおりで、電気による排出量が全体の84.2%を占め、次いで、A重油（10.5%）、ガソリン（3.4%）による排出量が占めています。また、電気、A重油、ガソリンによる排出量を合計すると全体の約98.1%を占めています。

図2 町の事務事業による温室効果ガス排出量の推移

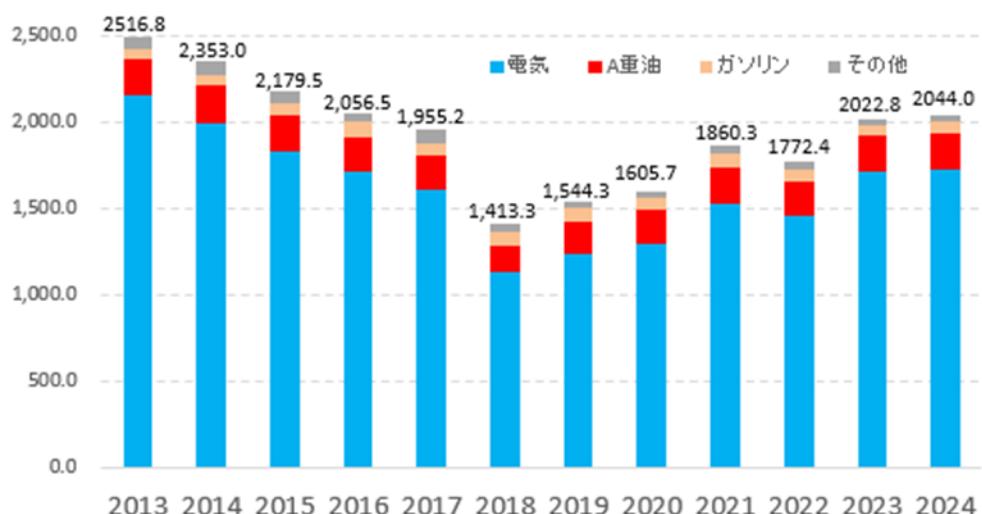
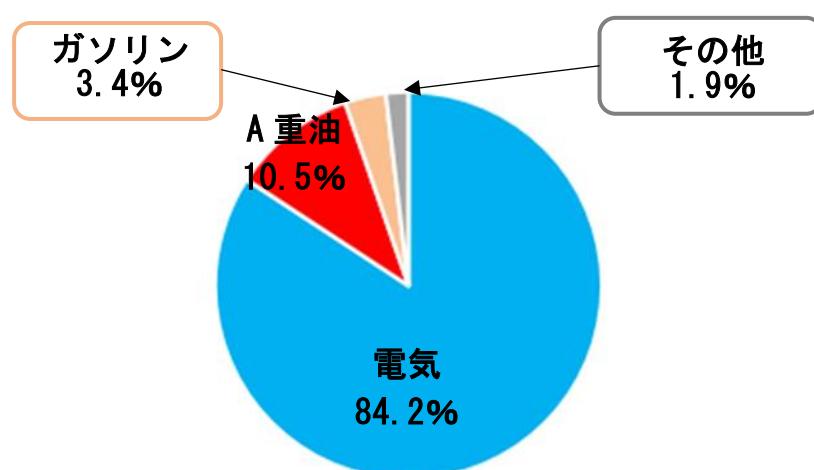


図3 町の事務事業による温室効果ガス排出量（2024年度）の構成比



2) 温室効果ガスの排出状況及び今後の目標値

令和6年度（2024年度）の温室効果ガス排出量は2,044.0t-CO₂で、基準年度比で18.8%削減となりました（表3）。

今後の目標水準については、政府実行計画に準じて取り組むこととされている点を踏まえ、以下のとおり温室効果ガス排出量の削減目標を定めました。

2013年度比で、2030年度に50%削減、2035年度に65%削減、2040年度に79%削減、2050年度には100%削減「実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指します。

表3 町の事務事業による温室効果ガス排出量の前期計画目標と直近の実績

	基準年度	これまでの実績		目標値	
		2013年度	2020年度	2024年度	2030年度
温室効果 ガス 排出量	2,516.8 t-CO ₂	1,605.7t-CO ₂	2,044.0t-CO ₂	1258.4t-CO ₂	880.8t-CO ₂
基準年度比削減率		△36.2%	△18.8%	△50%	△65%

3) 施設別の温室効果ガス排出量

直近（令和6年度（2024年度））の各施設の温室効果ガス排出量は図4のとおりです。

温室効果ガス排出量が最も多い施設は浄化センター、次いで大津町役場、給食センター、大津町総合体育館、大津北中学校となっており、これら上位5施設で全体の約6割を占めています。

浄化センターでは下水処理、給食センターでは学校給食の調理に係る排出が大半を占め、直ちに削減することは困難であるものの、設備更新等のタイミングで確実に省エネ化を推進することにより計画的に温室効果ガス排出削減を進めていく必要があります。

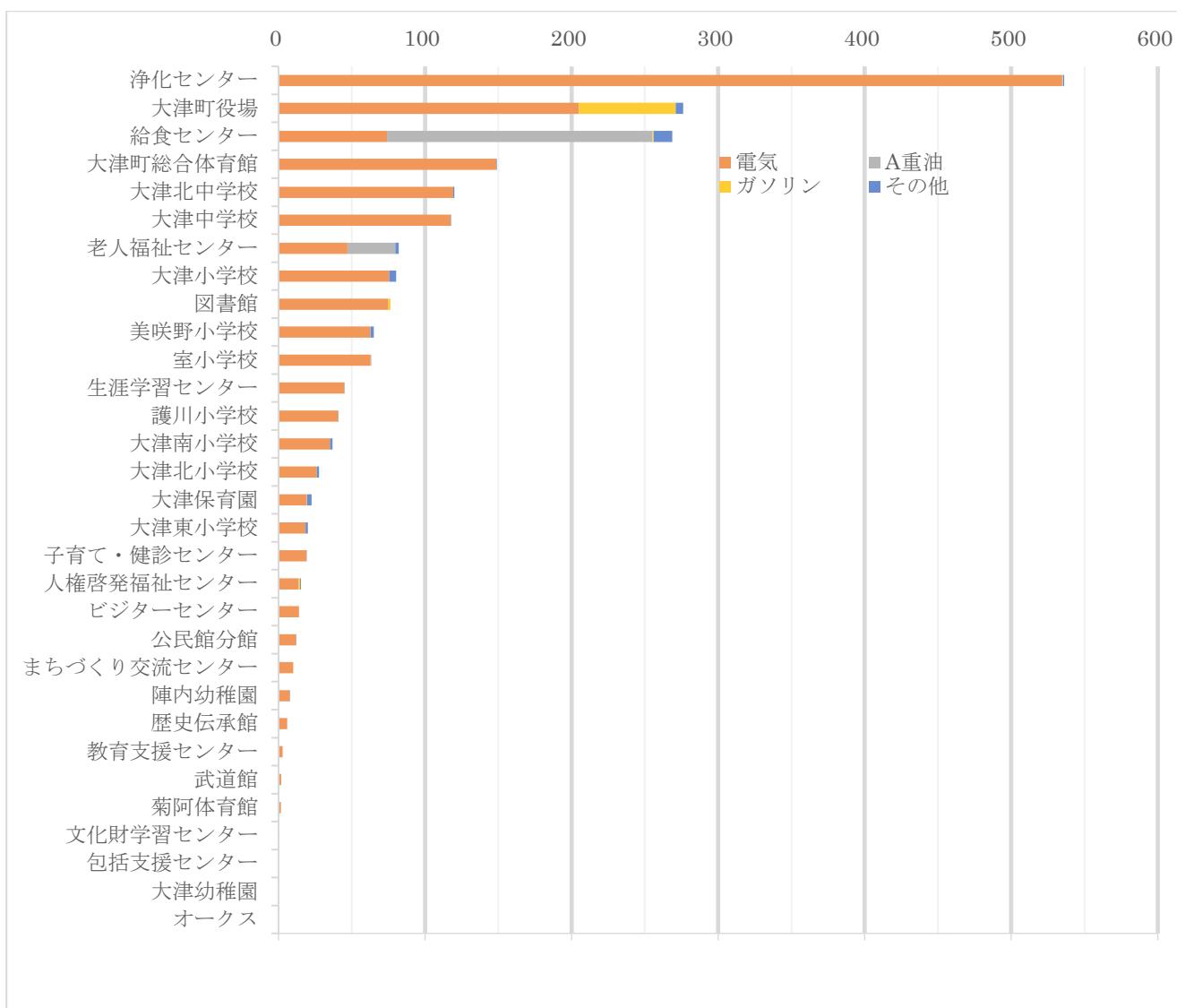


図4 施設別の温室効果ガス排出量（令和6年度（2024年度）

（2）施設整備

本計画では、計画策定時に7施設の省エネルギー診断を実施し、各施設における照明や空調の省エネ対策、設備の更新、運用改善に関する具体的な項目を掲げ、順次実施しました。これにより、環境に配慮した施設運用を推進しています。

(3) 環境配慮行動

温室効果ガス排出削減の目標達成等に向けた具体的な取組みとして、環境配慮行動を定め、すべての部署でその達成状況を記録、評価し、継続的な改善に努めてきました。環境配慮環境配慮行動は計画改定時に見直しを行い、達成状況については毎年度、町のHPで公表しています。

(4) 課題

1) 温室効果ガス排出量

前計画における温室効果ガス排出削減目標は達成したものの、排出量の8割以上を占める電力使用量については十分に削減できておらず、今後も全体的な省エネルギー化を継続的に推進する必要があります。

2) 施設整備

前計画期間中に計画した対策は概ね達成しました。引き続き環境に配慮した施設整備を進めるとともに、施設運用における電力消費の最適化や省エネルギー化に資する設備の導入について、継続的に対応していく必要があります。

3) 環境配慮行動

前計画における環境配慮行動の実施状況を踏まえ、今後は温室効果ガス排出削減に特に効果的な取組に重点を置き、行動の徹底を図る必要があります。

4 計画目標

(1) 基準年度及び目標年度

温室効果ガス排出量の評価にあたっての基準年（基準年度）および目標年（目標年度）は、以下のとおりとします。

【基準年度】 平成 25 年度（2013 年度）

【目標年度】 令和 12 年度（2030 年度）

(2) 削減目標

基準年度を平成 25 年度（2013 年度）とし、令和 12 年度（2030 年度）までに、温室効果ガスの総排出量を基準年度比で 50% 削減することを目指します。

5 目標達成に向けた取組み

(1) 施設整備

前計画の施設整備状況を踏まえ、計画期間の施設整備方針を定めました。省エネルギー化による温室効果ガス排出量の削減や設備の更新に併せた高効率機器の導入を検討し、電力消費量を抑制することで温室効果ガスの排出削減に取り組みます。

表 4 町の事務事業による施設整備の方針

対策	事業
公有財産を活用した再生可能エネルギーの導入推進	公共施設等における太陽光発電設備の導入事業
省エネルギーの推進	照明の LED 化の推進 再生可能エネルギー導入の推進 庁舎等の高効率機器の導入や適切な運用
施設内使用電力の脱炭素化	環境工場で発電した電力の最大限の活用 小売電気事業者から購入する電力の脱炭素化 (電力の購入契約の見直し)

(2) 環境配慮行動

前計画の環境配慮行動の実施状況等を踏まえ、計画期間に実施する環境配慮行

動を17項目定めました。各項目に定める環境保全行動は表5のとおりです。

脱炭素に向けた職員一人ひとりの取組の推進を行うため、庁舎内の使用状況の調査を行いエネルギー消費量を可視化して共有するなど、環境に配慮した取り組み環境を整え、更なるエコオフィス活動の推進を図ります。

表5 (1) 環境配慮行動

1) 電子機器	①電子機器の購入・更新にあたっては、省エネルギー型の製品を優先して購入するとともに、用途に応じた適正規模の機器を選択する。
2) 電気使用	②昼休みは支障のない範囲で照明を消す。また、時間外勤務時は不必要的照明を消す。
	③トイレ、会議室等使用する箇所の照明は、使用時のみ点灯する。
	④電子機器を長時間使用しない場合は節電モードとするか、支障のない範囲で主電源を消す。
	⑤上下階の移動は階段を使用しエレベーター利用を極力控える。
3) 空調利用	⑥冷暖房は適切な室温（冷房時28°C、暖房時22°Cが目安）に設定するとともに、クールビズ、ウォームビズを励行する。
	⑦冷暖房効率をあげるためにカーテン、ブラインドを活用し、夏は直射日光を遮断、冬は自然光を取り入れ、外気の影響を最小限に防ぐ。
	⑧会議室の冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する。
4) 車の利用	⑨公用車を利用する際は、相乗りにより効率的な利用を図り、エコドライブに努める。
	⑩会議や打ち合わせにはWEB会議等を活用し、公用車の利用を少なくする。
5) 節水、ペーパレス化	⑪水を大切に使うよう心がけ、無駄な水の使用をなくす。
	⑫タブレットやPC等を活用し、ペーパレス化を徹底する。
	⑬業務における資料の簡素化を図る。
	⑭フラットファイルや封筒等の消耗品や備品については可能な限り再使用する。
6) リサイクル	⑮紙類（文書、新聞紙等）の分別を徹底し、片面利用紙は再利用する。
	⑯排出するゴミや飲料容器の分別を徹底する。
	⑰シュレッダーの使用は、秘密文書の廃棄のみに使用する。

6 計画の推進体制等

(1) 推進体制

1) 大津町地球温暖化対策実行計画推進委員会（委員会）

大津町地球温暖化対策実行計画推進委員会（以下、「委員会」という。）は、町長を筆頭に、庁議の構成員及び関係課員で構成し、委員長は町長とします。

委員会は計画の改定、見直し及び町の施策に関する協議、決定を行います。

2) 検討委員

検討委員は、町のエネルギー政策に関連する関係課長等とし、推進員の活動に関する指導、助言及び町の政策に関する事業を検討し委員会へ報告します。

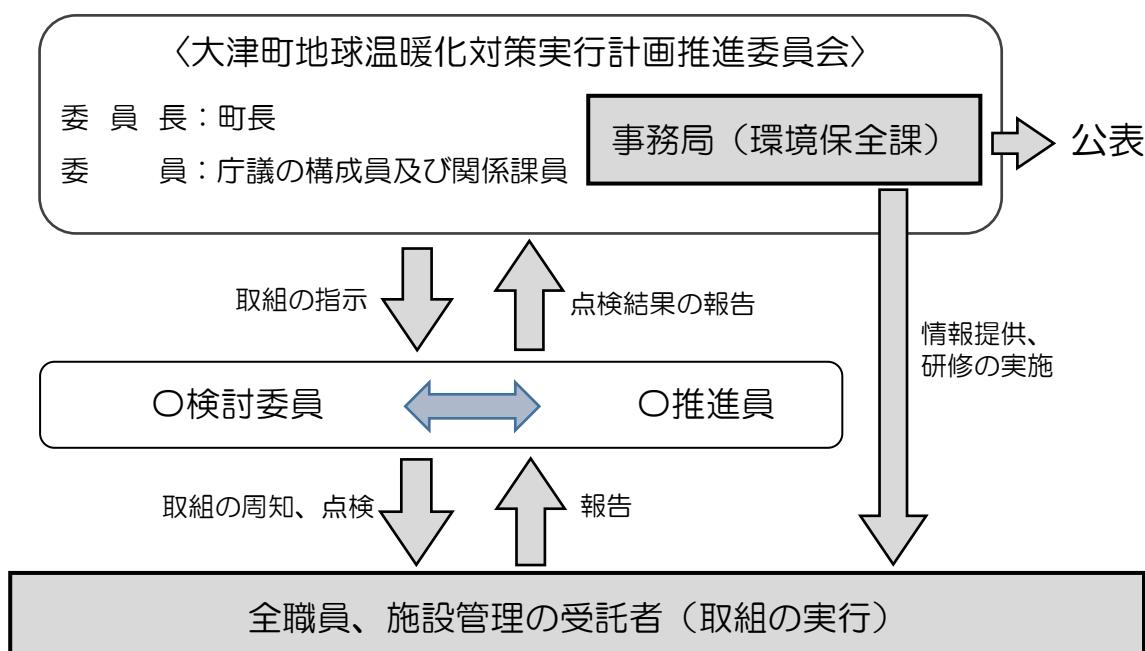
3) 推進員

推進員は、主要な出先機関等に1名程度配置します。推進員は委員会からの指示により、具体的取組を職員へ周知し計画を推進するとともに、定期的に実施状況を把握し事務局に報告します。

4) 事務局（環境保全課）

図6 計画の推進体制

事務局は、推進員、検討委員からの点検結果報告、計画の実施状況、意見等のとりまとめ、委員会の開催・運営、実施状況の公表などを行います。



(2) 進行管理

1) 計画の進行管理

計画の進行管理のため、各課、施設において以下のとおり取り組みます。

①温室効果ガス排出量

各課、施設は、毎年6月末までに前年度の電気、燃料等の使用量、公用車の走行距離等を取りまとめ、燃料使用量等調査票（参考資料（1））により委員会事務局へ報告する。

②環境保全行動

各課、施設の推進員は毎年6月末までに前年度の所属内の環境保全行動の点検結果を委員会事務局へ報告する。

2) 結果の取りまとめ及び公表

委員会事務局は、各課の報告を取りまとめ、毎年8月末までに結果を委員会へ周知するとともに、前年度の事務・事業による温室効果ガス排出量等を町HP等で公表します。

3) 計画の改定

委員会事務局は遅くとも計画終了年度（令和12年度（2030年度））の4月には計画の見直しを開始し、計画終了年度末までに計画を改定します。

卷末資料

(1) 燃料使用量等調査票

機関名	燃料使用量等調査票										A重油(L)	終末処理場(m ³)
	ガソリン(L)	軽油(L)	灯油(L)	電気(kWh)	LPG(kg)	公用車(km)	走行距離(km)	(貨)(km)	(普)(km)	(普)(km)		
年度												
2013												
2014												
2015												
2016												
2017												
2018												
2019												
2020												
2021												
2022												
2023												
2024												
2025												
2026												
2027												
2028												
2029												
2030												

(2) 環境配慮行動取組状況報告票

環境配慮行動 取組状況報告票	
所属名 担当者名	
評価	評価の内容
1	徹底して実施した（ほぼ100%）
2	概ね実施した（70%）
3	あまり実施しなかった（30%）
4	まったく実施しなかった（0%）
5	該当しない
	評価
1) 電子機器	①電子機器の購入・更新にあたっては、省エネルギー型の製品を優先して購入するとともに、用途に応じた適正規模の機器を選択する。
2) 電気使用	②昼休みは支障のない範囲で照明を消す。また、時間外勤務時は不要な照明を消す。 ③トイレ、会議室等使用する箇所の照明は、使用時のみ点灯する。 ④電子機器を長時間使用しない場合は節電モードとするか、支障のない範囲で主電源を消す。 ⑤上下階の移動は階段を使用しエレベーター利用を極力控える。
3) 空調利用	⑥冷暖房は適切な室温（冷房時28°C、暖房時22°Cが目安）に設定するとともに、クールビズ、ウォームビズを励行する。 ⑦冷暖房効率をあげるためにカーテン、ブラインドを活用し、夏は直射日光を遮断、冬は自然光を取り入れ、外気の影響を最小限に防ぐ。 ⑧会議室の冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する。
4) 車の利用	⑨公用車を利用する際は、相乗りにより効率的な利用を図り、エコドライブに努める。 ⑩会議や打ち合わせにはWEB会議等を活用し、公用車の利用を少なくする。
5) 節水、ペーパレス化	⑪水を大切に使うよう心がけ、無駄な水の使用をなくす。 ⑫タブレットやPC等を活用し、ペーパレス化を徹底する。 ⑬業務における資料の簡素化を図る。 ⑭フラットファイルや封筒等の消耗品や備品については可能な限り再使用する。
6) リサイクル	⑮紙類（文書、新聞紙等）の分別を徹底し、片面利用紙は再利用する。 ⑯排出するゴミや飲料容器の分別を徹底する。 ⑰シュレッダーの使用は、秘密文書の廃棄のみに使用する。